

東京医療学院大学学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京医療学院大学学友会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、全学生の総意と自主自律の精神に基づき、学生生活の向上と会員相互の親睦をはかり、学生自治を行うものを目的とする。

(所在)

第3条 本会の本部を、東京医療学院大学（以下「本学」という。）内に置く。

(運営)

第4条 本会の活動は、本会会員（以下「会員」という。）より徴収した会費及び、その他の収入をもって行う。

(事業)

第5条 本会は、その目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会員の懇親に伴う事業
- (2) 学生に対する学術振興及び、スポーツ・文化振興を支援する事業
- (3) 本会の所属組織が行う諸活動を支援する事業
- (4) 母校の発展に寄与する事業
- (5) その他、必要な事業

第2章 会員

第6条 会員は、本学の全学生とする。ただし、本会が必要と認めた場合はこれに留まらない。

第7条 会員は、第2条に定める目的を遂行するために、本会則を尊重しなければならない。また、本会則に定める権利を平等に有するとともに、本会の進歩発展に協力する義務を負う。

第8条 会員は、卒業、退学、除籍となった場合、または学生総会による決議を受け、本会との関係が断たれた時点で退会となり、本会におけるすべての権利を失う。

第3章 学生総会

- 第9条 本会は、最高議決機関として学生総会を置く。
- 第10条 学生総会は本学の全学生をもって構成する。
- 第11条 学生総会は、定時総会として年に1回開催するほか、必要がある場合に本会会長の招集により開催する。
- 第12条 学生総会は次に掲げる事項を議決する。
- (1) 本会則の改定
 - (2) 活動計画並びに、予算の承認
 - (3) 決算の承認
 - (4) 役員改選の承認
 - (5) その他、本会に関する重要事項の決定
- 第13条 学生総会では、第19条に定める執行部の中から議長、副議長、書記を各1名ずつ選出する。
- 第14条 学生総会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状でも可）をもって成立する。また、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 役員

- 第15条 本会に次の役員を置き、これを執行部とする。
- | | | | | |
|----------|-----|----|-----|-----|
| (1) 会長 | 1名 | | | |
| (2) 副会長 | 1名 | | | |
| (3) 書記 | 1名 | 補佐 | 1名 | |
| (4) 会計 | 1名 | 補佐 | 1名 | |
| (5) 庶務 | 1名 | | | |
| (6) 各部部長 | 各1名 | 補佐 | 各1名 | 計6名 |
- 2 役員は必要に応じて増減する。
- 第16条 役員は、第9条に定める学生総会において、会員の中から選出される。選出の方法は別に定める。（選挙管理委員会による）
- 第17条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合、これを代行する。
 - 3 書記は、学生総会等の議事録をとり、また資料の整理・保管をする。
 - 4 会計は、会務の収支決算をし、またその報告をする。
 - 5 庶務は、本会の運営全般について、会務を補佐する。
 - 6 各部部長は、各部の事務を総括し、またその報告をする。

第 18 条 役員及び委員の任期は 1 年間とする。ただし再任を妨げない。

第 5 章 執行部

第 19 条 本会は、会務を円滑に執行するために執行部を組織し、執行部は本会活動の企画、運営、補佐、その他庶務を行う。

第 20 条 本会会長は、執行部委員長となり執行部を招集し、本会運営の任にあたる。

第 21 条 体育部、文化部、環境整備部の部長は、各部を招集し運営の任にあたる。

第 22 条 執行部は、次の事項を議決する。

- 2 事業報告並びに収支報告
- 3 事業計画並びに収支予算
- 4 各部、各種委員会の設置、廃止
- 5 その他、執行部にて必要と認めた事項

第 23 条 執行部は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は、執行部委員長の決するところによる。

第 6 章 学生協議会

第 24 条 本会に、学生協議会を置く。

- 2 学生協議会は、執行部と学生委員会にて構成される。
- 3 学生協議会は、年間予算・行事内容等について、本会と学生委員会の協議の場とする。
- 4 学生協議会は、学生委員会委員長の招集により必要時に開催する。

第 7 章 委員会

第 25 条 本会は、学内企画委員会、学内団体管理委員会、学園祭実行委員会の他、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

第 26 条 各委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 書記 1 名
- (3) 委員 数名

第 27 条 委員会は、本会の目的を達成するために必要な、次に掲げる事業を行う。

- 2 学内企画委員会は、スポーツ大会・各式典等、学内の交流に資する事業に関するを行う。

- 3 学内団体管理委員会は、体育系、文化系の学内団体の管理に関するを行う。
- 4 学園祭実行委員会は、学園祭に係る企画・運営・その他庶務に関するを行う。

第 28 条 各委員会は、委員長が招集する。

第 29 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第 8 章 選挙

第 30 条 本会は、選挙管理委員会を発足する。

- 2 選挙管理委員会は、執行部以外の会員にて構成され、次の委員をもって組織する。
 - (1) 委員長 1 名
 - (2) 書記 1 名
 - (3) 委員 数名
- 3 選挙では、第 15 条に定める役員を選出する。
- 4 選挙は、毎年 5 月を目途に行う。

第 9 章 学内団体

第 31 条 学内団体は、学内団体管理委員会の下に置くこととする。

- 2 学内団体は、代表、会計及び顧問を必要とする。
- 3 学内団体の活動費は、本会の年間予算が認められた後、支給される。支給額は活動状況によって決定する。
- 4 学内団体の廃止は、以下の場合とする。
 - (1) 1 年間の活動がなかった場合
 - (2) その他、学内団体管理委員会が必要と認めた場合

第 32 条 学内団体規定については、別に定める。

第 10 章 財産および会計

第 33 条 本会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 34 条 会員となる本学の全学生は、本会の会費を負担する義務を有する。

第 35 条 本会の会費は、年間 11,000 円、4 年間で 44,000 円とする。

第 36 条 会費は入学時に 4 年分を一括徴収し、返金等は一切行わない。

第 37 条 本会の財産の管理・運用は、執行部が行うものとし、その方法は、学生協議

会の決議により別に定める。

第 38 条 本会会費の管理については別に定める。

第 39 条 本会は、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員は、学外の有識者によって組織される。

3 会計監査委員会は、本会及び、これに属する機関、団体等の予算執行が適正に行われているかを監査する。

第 11 章 補則

第 40 条 本会の目的達成のために、細則を設けることができる。

附 則

この会則は、平成 25 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

学内団体規定

学友会執行部

(趣旨)

第1条 東京医療学院大学（以下「本学」という。）学生が、学内において団体を設立し、活動を行おうとするときは、この規定による。

(団体の所属)

第2条 すべての公認された学内団体（以下「団体」という。）は、学友会体育部学内団体管理委員会に属する。

(団体の構成)

第3条 団体は、団体代表者、会計及び顧問を必ず必要とする。

- 2 団体顧問の承認を得たのちに、「課外活動団体設立願」を学生課及び学友会執行部に提出し、その後、認可承認を経て、団体設立の許可が出される。
- 3 「課外活動団体設立願」には、「団体員名簿」、「団体規約」及び「団体予算案」を添付する。

(変更手続)

第4条 前条の届出事項を変更したとき、又は承認事項を変更しようとするときは、前条に準ずる。

(活動期間)

第5条 団体の活動期間は原則 1 年とし、その後は毎年 5 月末までに「課外活動団体継続願」を学生課及び学友会執行部に提出する。その際、「団体員名簿」、「団体規約」については、前年度と変更がない場合に限り省略しても差支えない。

- 2 団体は、年度末に「年間活動報告書」を学生課及び学友会執行部に提出しなければならない。

(活動場所)

第6条 団体の活動場所は、「課外活動団体設立願」にて指定された場所であれば、指定された活動曜日に限り、自由にその場所を利用することができる。

(財産及び会計)

第7条 団体の活動費は、「団体予算案」が学友会執行部にて検討・承認されたのち、学

友会により支給される。支給額は活動状況等を見て決定する。

(学外活動)

第8条 団体が、学外の場において活動しようとするときは、原則として7日前までに、「学外活動許可願」及び「参加者名簿」を学生課に提出しなければならない。

(集会)

第9条 団体が、本学内において集会しようとするときは、その期日の7日前までに「施設・設備・備品使用願」を、学生課に提出しなければならない。

(活動の制限)

第10条 団体は、特定政党の支持、若しくは反対運動等の政治的活動を行ってはならない。また、特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

(学内掲示)

第11条 団体が学内に掲示をしようとするときは、予め学生課の許可を得なければならない。

2 掲示物には、必ず代表者の氏名を明示しなければならない。

(学内配布物)

第12条 団体が学内において雑誌、新聞、ビラ等を配布しようとするときは、予め学生課の許可を得なければならない。

(団体の廃止)

第13条 団体の廃止は、以下の場合とする。

- (1) 過去1年間に活動がなかった場合
- (2) 本規定に反する事項、または行為が認められた場合
- (3) 学内団体管理委員会が必要と認めた場合

(その他)

第14条 この規則は、平成25年3月27日から施行する。